

## ● 討論記録 ●

# 第 1 分科会

司会：山本 幸俊（上越市史編さん室）

記録：浜野 一重（幸手市史編さん室）

本分科会は「地域史料の保存と活用」というテーマで開催され、100名近い参加者を得た。

### 司会

第1分科会は2人の方の報告を予定している。大会事務局の企画により、分科会ではあるが意見交換会という趣旨なので、全体会では市町村合併について取り上げているが、全体の流れとは別に活発なご意見をいただきたい。

報告者は2人とも90年代に盛んに文書館の仕事の中で発言をされてきた方である。最初にご報告いただく竹永氏は島根大学にお勤めで、市町村文書の意義等について早くから意味付けをされて来られた方として知られている。また、遠藤氏は市町村史終了後、八潮市立資料館を立ち上げられ、地域文書館という考え方を強く押し出して来られた方で、それぞれのご発言はその時々に影響を与えてきたものである。

このお2人の報告内容は、全体会の市町村合

併の問題とも重なる部分があるので、その論点を全体会の方でも生かしたいと思っているし、また一方で自由にご質問をいただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

<報告内容については報告者のまとめを参照していただきたい>

### ○意見・質疑応答

#### 丑木 幸男（国文学研究資料館史料館）

竹永氏に伺う。島根県における詳細な調査のご報告で大変参考になった。

要綱50ページの最下段に学校と並んで警察と郵便局の資料が指摘されているが、市町村公文書の概念を考える上で非常に重要と考える。

特に警察の資料というのは県のレベルでもそうだが、市町村レベルでもほとんど見る機会はない。もし閲覧できるとすれば公文書の概念そのものも非常に広がってくると思うので、特に警察のことについて補足説明をお願いしたい。

併せて、島根県庁文書或いは市町村の役場文書の中で兵事関係の資料はどの位保存されているのか。一般的に昭和20年の段階で1週間かけて燃やしたという話をよく聞かすが、それが島根では保存されているのか伺いたい。

竹永 三男（島根大学法文学部）

警察関係では『島根県警察史』が3巻出ているが、その中に自由民権運動関係で警察の密偵の調査資料が引用されている。その一部は県立図書館に一時期出たこともあるが、見せてくれと言って見せてくれるものではないようだ。学生時代には奈良県を調べていて、奈良県警にもお願いをしたが断わられた。

実際にはかなりの部分が残っていて、明治期からの捜査資料のようなものもあるようだが、警察の方でもそれをどう保存するか或いは廃棄するかが問題となっている。『島根県警察史』を担当し定年後島根大学に入学された方の話では、自治体史と同じく編纂が終わってしまうとうまく受け継がれないということがあるようだ。兵事関係は県の方はもう一つだが、町村毎にはかなりよく残っているところがある。要綱54ページ表1の飯石郡三刀屋町では、旧町村毎に精疎はあるがよく残っており、先程氷見の話にもあった壮丁連名簿のようなものもある。岡山県の新見市の西隣の哲田町というところにも兵事関係資料はかなりあって、明治期の壮丁名簿で竹を薄く切った短冊で人の名前が差し込んであるようなものを始めとしてかなりの点数があった。宍道町でも、現物はなかったが、兵事係が徴兵の赤紙を渡すとき袋に入れて持っていく七つ道具の目録の他にいくつかの兵事関係の資料があった。一般には全部焼いたという話を聞かすが、かなりの部分が残っているところもあるようだ。

#### 渡部 幹雄（滋賀県愛知川町教育委員会町史編さん室）

遠藤氏に伺う。要綱62ページの1982年に資料館開設運動決議というのがあり、住民側から要望されたものだと思うが、要望した住民の側のイメージと現在の資料館のイメージは合致しているのか。また、いわゆる博物館資料を、資料館が収集されているのかどうか。他にそういう施設が市内にあるのかを教えてください。

#### 遠藤 忠（埼玉県八潮市立資料館）

八潮市郷土研究会が要望した資料館構想とい

うのは、自治体史編纂後の対応として考えられたものである。自治体史が著され資料が収集されて、それを地域住民が活用できるように、また、自治体史編纂後の資料保存施設をということで、どのようなものを住民がねらっていたのかということはない。自治体史で集めた資料をできるだけ将来の地域住民に残してほしい、という要望だった。

八潮の場合、資料館が計画された当時は公民館と体育館のみで図書館もなかった。図書館もない時代に、文書館を造れと言ってもナンセンスである。そこで、博物館的・歴史民俗資料館的要素を持った資料館として公文書館と併設というような形になった。ところが、資料館開設準備委員会の答申の内容は、将来的には博物館部門は独立させ総合博物館を建設するというので、どちらかという公文書館的機能を強くした施設配備となった。しかし、このような財政危機の中なので博物館は遠い将来になってしまっている。

第一点の郷土研究会が要望したことは、ただ単に自治体史編纂で集めた資料を将来に残して欲しいということだったので、その点では要望と合致していると思う。

#### 藤塚 明（新潟市歴史文化課）

まず遠藤氏に伺う。地域文書館という言葉が使われているが、要綱58ページの資料1を見ると東南部都市連絡調整会議としていくつかの自治体が挙がっている。これらが合併した場合にそれぞれの所に地域文書館があった方がいいと考えるのか、自分のところが中心になるから全部持ってくるんだという考えなのか教えてください。

というのは、新潟市は平成13年1月に黒崎町と合併したが、町史の編纂が終わった直後で関係資料が旧黒崎町にあり、合併後は漠然と新潟市の方に来るんだろうなという程度にとらえていた。しかし、合併が現実のものになると黒崎町の財産だからここに置いておくんだということになり、結局現在では人がいないのに資料だけはそこに置いておかざるを得ないと

いう状態になっている。そのようなことから、地域文書館というのはどのように発想すればよいのかを教えていただきたい。

次に竹永氏に伺う。要綱の中では警察・郵便局或いは農協等様々な所の資料の話が出ているが、それらも県の税金で造られた施設である公文書館が収集の対象としているのかどうか。というのは新潟市では以前市史編さん課で資料を収集した経緯があるが、いざ資料を収集しようとした場合、江戸時代の文書であれば誰もがよいと言うかもしれないが、近・現代の家文書・商家文書或いは団体文書を一市町村が税金で収集・保存してもよいのか、という判断が求められると思うのでそのあたりについて教えていただきたい。

## 司会

それではまず遠藤氏の「地域文書館」という言葉或いは「地域」という範囲についてお答え願いたい。文書館は中核的な都市だけでいいのかということと、地域の感情という合併問題の中でむずかしい問題であるがその点について。

## 遠藤

要綱63ページの資料14に地域文書館の機能について定義している。外国では市町村の文書館的なものをローカルアーカイヴスと呼ぶが、埼史協では市町村の資料保存施設を地域文書館とした。

例えば5市町村が合併したとして、各自自治体の資料が全部一箇所に集中されるのかという問題がある。これに関しては、「地域の中の文書館」というテーマで平成元年の広島大会から平成3年の徳島大会にかけて論じられたが、地域文書館であるから地域の資料をすべて収集保存し集中管理するという意味ではない。地域の中の文書館であるから各地域にあってもよいのではないかと考える。

資料14にあるように地域史料の収集・整理・保存・利用及び地域研究が図れる地域史料センターとしての機能を、全ての自治体の各施設に持たせることはできないので、中心核があ

ってしかるべきではないかと思う。1自治体の中で1つの施設は、センター的役割を持って研究体制を整えることが必要だと考える。複数の資料保存施設があってもよいと思う。

## 司会

地域文書館構想は、遠藤氏が埼史協の活動の中で1990年代の初めに積極的に提唱されたことで、私も目の覚める思いがした。当時は各都道府県の文書館ができてきて文書館運動がピークにさしかかり、見るからにすばらしい建物や書庫ができて、文書館はかくあるべきだという流れが全国に広がった時期である。その中で遠藤氏を始め埼玉県の方々は、小規模自治体では文書館建設は無理だとはっきり言っていた。これは非常に勇気のいることである。単独で文書館はできないから既存の図書館や博物館が兼ねるべきで、大事なのは建物ではなくて文書館の機能を備えることであり、過渡的な段階として併設という有り様もあってよいのではないかと大胆に言っていた。

現在のように情報公開の流れがあって、市民との関係が大事だという意見が強ければもっと違った評価を受けた構想だったと思うが、当時は十分に受け止められなかったのではないかと感じている。公文書だけではなく諸家の文書や団体の文書なども地域史料とした上で、併設のあり方も考え、市民の多様なニーズを受け止めるべきだと90年代の初めに述べられたことは、今改めて注目すべきである。

その課題として、資料15では既得権を持つべきだという新しい主張もされており、収集権・廃棄権・保存権・活用権を持った上で、文書館機能を立ち上げることが今求められていると改めて言われたことが印象に残る。

各市町村で編纂事業終了後に文書館を造ると言っても、今の財政難や費用対効果を考えると簡単にはできない。資料館も博物館も美術館もある中で文書館を立ち上げるというのは、相当なエネルギーがいる仕事であるし説明がむずかしい。そのような中で、この地域文書館構想というのは、市民との関係の上でももう一度受け

止め直す時期なのではないかと思う。

## 所 理喜夫（埼玉県三郷市総務部庶務課市史史料係）

遠藤氏に伺う。埼玉県では大体市町村史が終わりつつある。午前中の全体会の話では富山県もほぼ終了しているようだ。問題はその後をどうやって受け止めるかということである。資料保存施設を造らないのなら、自治体史編纂をやらなくてもいいのではないかという発言もあり、三郷市も当初は文書館を造ることになっていたが、現在のような状況ではなかなか大変である。

人口14万位の当市では、独立の公文書館は現在のところ無理がある。なんとか資料保存施設を造らなければならないと思っているが、具体的にどうしたらいいのか。都道府県を含めて自治体史を編纂しているところの一番大きな問題である。具体的に目指すとしたら最初は市町村立の公文書館であろう。先程の新潟市の方の疑問に答えるとしたらそう思う。

担当事務局職員と市民と研究者が連携しながら地域文書館の設立を進めなくてはならないという結論は分かるが、このような状況の中での具体的な方法を提言いただければありがたい。

## 司会

遠藤氏に答えていただく前に、同じ課題を持っている市町村の方、或いは市民運動等で成果をあげている例などあればお願いしたい。

## 平田 豊弘（熊本県本渡市立天草アーカイブズ）

天草アーカイブズ設立の経過と、今やっていることとを考えていることを話せば若干参考になるかと思い紹介する。

昨年の長野大会で、安田市長と一緒に熊本県本渡市の取組を紹介した。情報公開制度に伴う文書管理システムの改善、つまり、現用文書と非現用文書の区分から始まり、非現用文書で廃棄されるものについて歴史的価値があるということを認識して一斉収集をした。その活用のために公文書館を設立したいと考えた。長野大会では、公文書館設立の審議会を立ち上げたとい

うところで報告を終えた。

その後12月に答申を受け、1月に施設名称を一般公募し、「本渡市立天草アーカイブズ」となった。公募は170通ほどあり、96通ほどが天草アーカイブズという名称を推薦していた。審査委員会でも審査の結果適当であるということになった。天草には2市13町の自治体があり、江戸時代には天領であるという歴史的背景もあって一体感を持っている。それに加え、熊本県本渡市といってもわからないかもしれないが、天草といえば誰でもわかる、天草・島原の乱、天草四郎というイメージがある、ということならばフィールドとして天草全島を考えた方がいいのではないかと、という皆さんの意見だった。

名称を決めて2月に議会に提案し、3月議会で条例を制定したところで、施設は歴史民俗資料館の中に設置した。この会場の三分の一程度の広さで、その半分を書庫として使いその半分を閲覧室として使っている。システムとしての公文書館のあり方を先に条例で定めたということで、収集した公文書等の評価・選別等の実務はこれからである。

条例で定めた理由は3つある。1つは、平成13年の6月議会で、市長が「情報公開条例・個人情報保護条例・公文書館条例の3つがそろって始めて市民の権利が守られる」と答弁していることである。平成14年4月の情報公開条例制定がほぼ決まっていたので、それに合わせるような形でアーカイブズ条例を制定した。

2つめとして、熊本は93の自治体があるが中でも天草地域の2市13町は、町村合併のテンポが非常に早いことが挙げられる。すでに4町が合併し、1町は合併せず、2市8町で合併するということが決まっている。合併の時期は平成17年1月15日で、名称は天草市、本庁は本渡市に置くことになっている。そのような中で、本渡市の方でそれなりの機能を有する施設を造っておかないと、町村合併をしてからでは間に合わないのではないかとという危惧があった。それが結局は受け皿造りという形になり、新市のビジョンを作る際の情報センターとして

の活用という積極的な意味付けを天草アーカイブズにすることになった。

3つめとして、個人情報保護条例及び情報公開条例があるので、私たちの仕事も条例に拠り法に基づく業務として行いたいという希望があった。

この3つが大きな要因として、施設は未熟ながら条例を制定する、ということで議会にも理解をいただいたところである。

グリーンの「天草アーカイブズ」というものを全員に配っており、入口では「開館までの記録」を500円で販売している。これには、平成12年の安藤氏や高橋氏と市町の交流会、関係する総務課との打合せ会議、シンポジウム、講演会、或いは420人の職員全員に対する研修、議会での答弁、質疑の内容、答申書、条例、規則など全てを入れてある。これから市町村で公文書館を造ろうとするときに、議会答弁や条例などの情報が必要になると思うので、1つの事例として参考にしていただきたい。

ブルーの「天草アーカイブズ」の方には、開館してから半年間の主な新聞記事やPR活動に使ったものを収録している。

業務としては未熟であるが、今最初にしなければならないことは、町村合併に対応して他の市町村にも公文書を残す意識をもってもらおうことだと思ってやっている。

17・18ページには私の書いた新聞記事、19ページには7月25日に開催した文化財講演会について掲載している。講演会では、安田市長と国立資料館史料館の安藤氏の講演を行ったが、本渡市はもとより天草2市13町の文化財保護委員の研修会、そして熊本県下93自治体の文化財担当者の研修会と位置づけていただいた。参加者は380人であった。様々な資料保存に関する展示も行った。少しずつこういったことを理解していただくと同時に、地域資料の提供をということ呼びかけている。

同じく7月には運営審議会を開き、町村合併への対応急務ということが審議された。審議会は記者の見学も自由なので、22ページのように“古い資料合併後は不要？行政文書「廃棄の

恐れ”という記事が地元新聞に掲載された。すでに情報公開条例や合併に向けての文書管理システムを全部の自治体が導入している。その中で廃棄は困るということを審議委員の方から言っていただき、呼びかけをしている。

27ページに掲載してあるが、天草2市9町合併協議会事務局に「合併に伴う各市町の保有する公文書保存について」という依頼の文書を出している。「各市町におかれましては、情報公開制度並びに市町合併等に向けて文書管理システムの改善などに取り組まれていることと存じます。この過程で、保存期間の満了した文書が大量に廃棄（焼却）されるのが通例ですが、これらの文書のなかには行政運営上または地域住民にとって重要な文書が含まれています。この文書を保存することは、歴史資料を残すと同時に合併後の新市における行政情報を蓄積し活用するという新しい地域創造の基礎資料の保存でもあります。」ということで訴えている。少なくとも天草では保存をしようということ動いている。施設のことが問題になるが、合併すると行政機能が集中されるので必ず空く部屋がでてくる。そのような空いた庁舎等を活用することにより、有効な文書の保存システムが作れるということ天草の中で位置づけようと思っている。新しい箱物を造ろうというよりも、まずシステムを作って、それを円滑に動かしていく中で、箱はいずれどこからか余ってくるのではないかという気がしている。

## 司会

天草の動きには、この1年間大変勇気づけられるものがある。システムが先で建物は後だということは教訓を持って受け止めるし、市町村合併前に枠組みが決まった段階で積極的に文書で呼びかけていくという試みも初めて聞かせていただいた。そのあたりが次の全体会では具体的な問題として参考になる。

## 遠藤

平田氏の提案には賛同する。

所氏の質問の財政危機の中でどのようにした

ら設立できるかということだが、やはり地域住民・資料保存の担当職員・地域研究団体が連携するということは同じ考えである。

よく自治体史編纂事業で目録を出すか、それに載っている資料を請求すると見せてくれない自治体がある。研究者だから見せる、街角のおじさんには見せないというのでは資料利用の不平等である。

要綱66ページの年表を見ていただきたいが、昭和55年(1979)12月1日に八潮市では市史編纂室に文書館機能を持たせた。規則・要綱等は埼玉県立文書館や山口県文書館の条例・規則等を参考に市史編纂室で活用を図らせてきた。やはり制度と人と蔵だと思う。条例や規則・要綱等のシステムを作り、資料保存担当職員を1名でも置き、あとは蔵つまり収蔵庫である。収蔵庫は何でもよい。このような財政危機の中で立派な館を要求しても困難である。制度・人・蔵があれば、地域文書館の開設は可能である。

## 司会

先程の藤塚氏の意見の中で竹永氏に対する質問があったのでそちらに質問を移したいが、他に竹永氏に対する質問はないか。

## 高橋 益代(元一橋大学経済研究所)

竹永氏のレジュメの初めの方の鳥取の例のように、鳥根県にも県立文書館をとということに関連してくるのだが、一般的な例として、県立文書館があるとそれに連動した形で市町村の保存運動も盛んになってくるということがある。鳥根県の場合も資料の保存状況はあまりよくないように感じたが、鳥根県の文書館或いは公文書館の運動があるか伺いたい。

## 司会

他に竹永氏に対する質問はないか。

## 定兼 学(岡山県総務学事課)

国の出先機関の資料は国が保存すればよいのだろうが、その地域の情報もあるので県や市町村でも保存しなくてはいけないと思う。それは

どのような形でやればよいのか、教えていただきたい。

資料は活用されることが注目を集めるということで、自治体史から文書館へということが言われている。自治体史がむずかしくてあまり読まれないということもあり、資料保存担当者の力量にもよると思うが、歴史ファン・資料ファンを増やしていくにはどうすればよいのか。平田氏が述べられたようにメディアと絡んでいくのがいいと思うが、そうやって続けていくというような力量はないので、どのようにすればファン層を広げていくことができるか教えていただきたい。

## 司会

最初に藤塚氏から出されたように、家の文書や警察・郵便局も含めた「民間資料」に税金を使って事業を行うことはどうなのか。逆に定兼氏は、国の出先の資料についての収集はどうしたらいいのか、文書館の或いは歴史資料の理解者を増やしていくための手だてについてということだったが、竹永氏の考えを伺いたい。

## 竹永

私は歴史研究の中でも近代をやっている、地域史を提唱している。専門化・細分化してきた歴史研究が総合化し、実際に人間の営みを全体として明らかにする一つの方法として地域史があると考える。そのような観点から見ると、実際の地域住民の歩みや地域史料と言う場合、公的な生活と私的な生活或いはその中間的な生活というのが分離して存在するのではなく、その地域の歩みの中に全体と絡み合って具体的に存在しているものであると言える。それをこの部分は公、この部分は私というように分けるのはむずかしいと思う。地域の歩みを捉えるために地域史料の全体を収集或いは保存管理の対象とすることは、十分説明がつく問題だと思う。

例えば具体的に、私が今関わっている資料の一つに田中梅治文書というのがある。この人は、宮本常一氏が『忘れられた日本人』の中で「文字を持つ伝承者」として紹介している、明治元

年生まれの邑智（おおち）郡の山村の人である。この人は役場に勤めていたことがあり、個人の文書の中に役場の公的な文書が入っている。また、産業組合の活動を熱心にやっておられたのでその資料も入っている。その中の大正期の産業組合の資料として、地域振興計画を組合員から募集し、その回答をニュースのような形でまとめて出した資料がある。その資料は個人のものであるが、公的なもの、私的なもの、中間的なものがある、そのことが今は瑞穂町田所というこの村の地域の歴史を明らかにする上で極めて貴重な資料であり、分散されて置かれたのでは分からない。資料としての一体性を持って保存されるということが必要である。

もう一つは、そういう資料をどこに置くかである。資料の現地保存ということでそれぞれの所に置き、私自身も整理をし目録を作り写真も撮って合わせてお返ししている。県に文書館ができれば、お宅や団体に保存できない場合は所蔵であれ寄託であれ現物を収集・保管することが必要であると思うし、そうでなくても写真等の複製物で保存するということが、島根県の歩みを明らかにする上では必要な文書館としての機能であり、県民にも十分説明のつくことだと思う。

地域に保存機能があればそこで保存すれば良いし、無ければ援助してその機能を作ることが必要であり、それもむずかしいときには県が保存・管理をするという形が必要であると思う。島根県は文書館がなく、10月28日に県に申し入れに行くのだが、ここに来ているのはそのための情報収集でもある。例えば八潮のように住民運動にも支えられて造られたというようなことや、市町村合併の中で今こそ県の役割が大事だということも言おうと思っている。鳥取では文書館があるので、平成12年10月の震災の直後に博物館と文書館から県内の市町村に、文書や石造物等の救出・保全の要請文を出したが、島根県はそれができない。そういう点で文書館の機能が大事だということを痛感した。

私自身は国の出先機関に居るが、大学自体が文書の保存という点で非常に遅れている。年に

何回か大学の行政文書を一齐に焼く日があり、その際に山を探して拾い集めているような状況で、やはりシステムとしてやらないといけなさと考えている。松江市でも現在国の合同庁舎の新築があり、税務署・法務局等が一箇所に集まるらしい。定兼氏の話の伺って気づいたが、税務署等も引っ越しの際に整理が進むので、そのときに一言言うておく必要があると思う。

利用されるために資料ファンを増やす必要があるということについては、古文書は古文書を読む会等がファンは沢山いるが、行政文書を読んでこんなことがわかるということを知ってもらうことが大事だと思う。そのためには、先程述べた田中梅治文書のような非常にユニークで面白い資料や、自治体史で利用された行政文書等をもっと活用するという行政文書利用講座のようなものを古文書講座に加えてやればよいと思う。そのためには、県や市町村で行政文書を使った研究がもっと進んでいく必要がある。それには、丑木氏の言う研究者と保存管理者との協力ということも大事である。

#### 遠藤

定兼氏の各自治体に資料館を増やしては、という意見についてお答えする。資料館は全国に沢山あり、何らかの資料保存施設もあるのにこの大会で文書館設置の話をするのは、資料館では情報の管理ができていないからである。物を中心とした資料館と情報を中心とした文書館とは機能が全然違うので、文書館設立運動を高めていく必要があると思う。

また、自治体史編纂は自治体が存続する限り歴史があるので、本を出して終了ではない。自治体が存続する限り記録して、自治体史を発信する組織や館があってもよいと思う。自治体史編纂物は難しい、というのはその通りである。そのために編纂物を出した後、子供向け・年長者向け・成人向け・研究者向けという様々な情報を発信する必要がある、これからの文書館はネットワークで各自治体の情報を発信していくことで地域住民のニーズに答えられるのではないかと考える。

## 所

先程民間の文書を税金を使ってやっていいのかという意見があったが公文書館法を持ち出せば良い。公文書館法の規定の中に「公文書等」とある。立法の主旨が「公文書等」であるから古文書と私文書をを含んでいる。

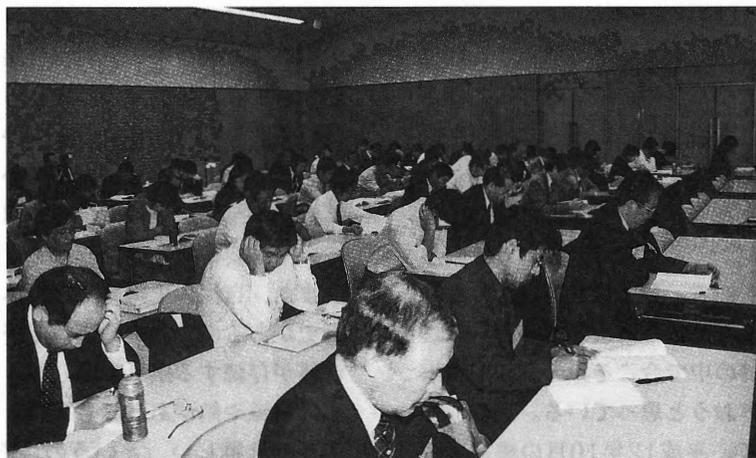
## 司会

遠藤氏の埼玉史協の話もあり、竹永氏の合併やOA化の中で文書の管理が標準化かすることが担当職員の文書に対する意識を失わせ、それが散逸につながっていく状況がこの10年の間に見え始めたという意見もあり、沢山の意見の論点を深めることができず、時間不足であった。

竹永氏も市町村文書の国家性・地域性・網羅性ということについて1990年代の初めに書い

ておられ、遠藤氏の主張も1990年代の初めということでそれから10年経った。日本の文書館運動は20世紀の終わりの段階で生まれたが、今新しい世紀に入りかなり状況が変わってきたように思う。そのような中でパイオニア2人を招き、10年の時間の経過の中で理想と現実をどう考えるかという設定意図もあったが、そこまでは浮かびあがらせることができなかった。ここにお集まりの担当者の方は、それぞれ日常苦しんでいる部分があると思う。その辺りの問題を、今日の地域文書館なり市町村文書の意義なりをもう一度振り返る中で毎日の仕事の中に生かし、議論を積み重ねていただければと思う。

ここで出きらなかった合併問題は緊急を要する問題なので、午後の全体会で是非発言していただきたい。これで第1分科会を終わります。



第1分科会 会場風景